

令和8年度 尾道しまなみ商工会 新規創業支援補助金

尾道しまなみ商工会では、当商工会地域（尾道市向島町・向東町・御調町・瀬戸田町）の商工業の活力向上を支援するため、当商工会地域内で新たに創業する方に対し、創業時に要する経費の一部を補助します。

【対象者】

事業を営んでいない個人または法人であって、**尾道しまなみ商工会地域内**において、新たに事業を開始しようとする方

※ただし、次のいずれかに該当する場合には補助対象者となりません。

- ・市税の滞納がある者
- ・他の者が行っていた事業を承継して事業を営む場合
- ・すでに個人事業を営んでいる者が法人設立（法人成り）する場合
- ・フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営む場合
- ・その他商工会長が適切でないと認めるとき

【補助対象経費・補助上限額・補助率など】

○補助対象経費：創業時に要する開業費・販売促進費・備品購入費・設備投資費（建物の修繕・改修費用を除く）

○補助率：1／2（限度額20万円）

○交付件数：受付〆切ごとに4件程度

【補助金支給要件】

- 申請日以降に開業（開店）すること
- 特定創業支援等事業※を受けていること
- 創業後、尾道しまなみ商工会会員になること
- 当商工会地域内で3年以上営業すること（※年度ごとに事業報告が必要）

※特定創業支援等事業とは、尾道市の創業支援等事業計画に基づく商工団体等が実施しており、**1ヶ月以上にわたり4回以上継続的に行う支援**で「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識習得ができる事業です。詳しくは商工会までお問い合わせください。

【申請受付期間】

第1回受付〆切：令和8年8月3日(月)～11月30日(月)

※例年2回募集していましたが、**本年度は1回のみ募集となります。**

【申込・お問合せ先】

尾道しまなみ商工会

電話 (0848) 44-3005 【本所】
(0848) 76-0282 【御調支所】
(0845) 27-2008 【瀬戸田支所】

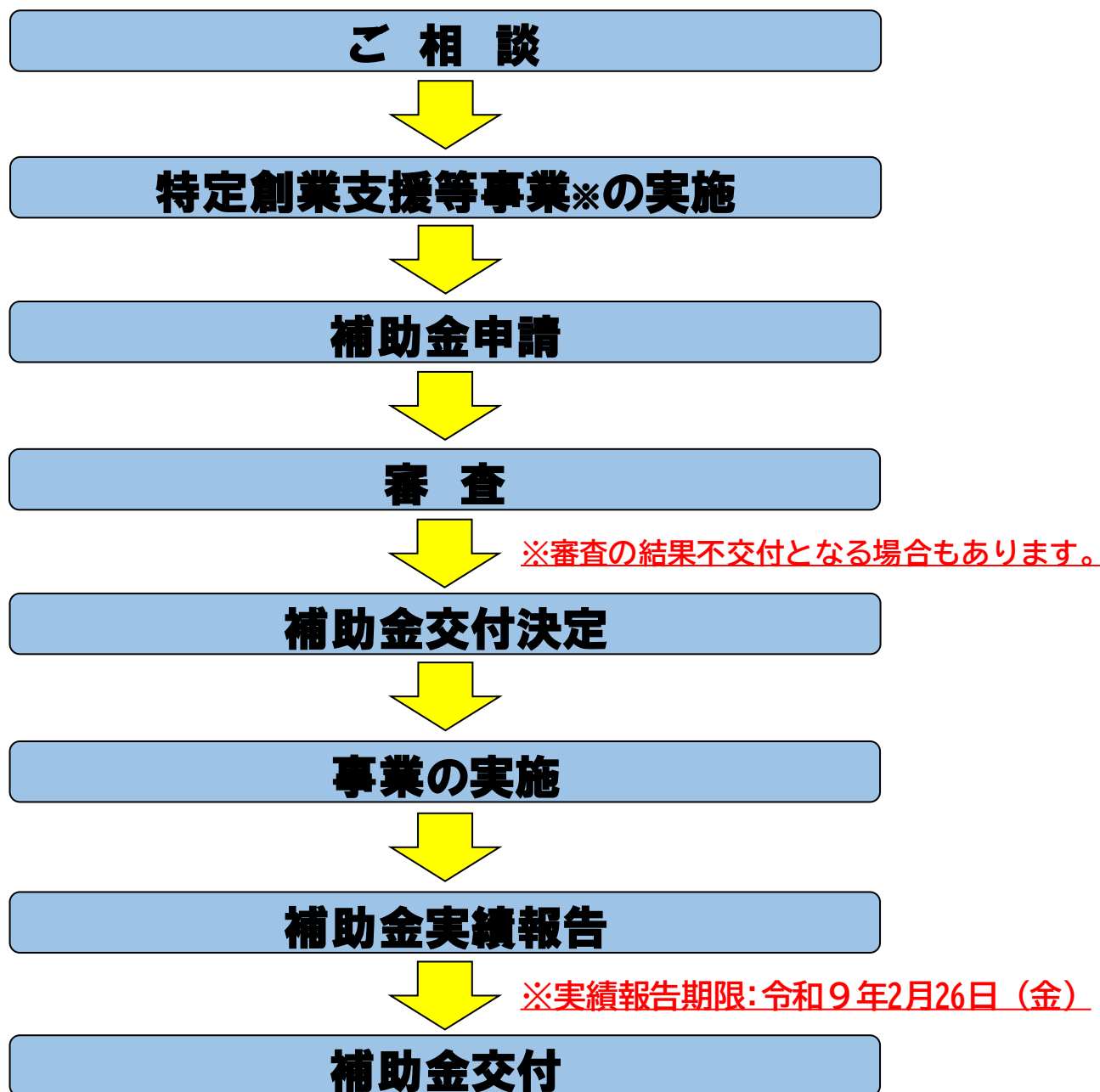
E-mail：onomichi-s@hint.or.jp



尾道しまなみ商工会HP

★補助金申請の流れについてはウラ面をご覧ください。

尾道しまなみ商工会 新規創業支援補助金申請の流れ



※補助金交付決定前に発注したものは全て補助対象外となります。ご注意ください。

補助金申請に必要な書類

- 新規創業支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 誓約書（様式第2号）
- 特定創業支援等事業を受けた証明書の写し（※尾道市での証明書）
- 創業時に要する費用を証明することができる見積書等の写し
- 市税の滞納がないことの証明書
- その他当会会長が必要と認める書類